



災害時における医療救護活動についての協定を締結

～大規模な地震や風水害時に医師会と連携協力～

河内長野市は、一般社団法人河内長野市医師会（以下「河内長野市医師会」という。）とは、大規模な地震や風水害等、河内長野市地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じたとき、可能な限り、医療救護班を派遣し、救護所等において医療救護活動を行うため、下記内容の協定を締結します。

【協定名】

「災害時等における医療救護活動についての協定」

【協定の内容】

大規模災害発生時、医療救護班を派遣し、救護所等において、以下の医療救護活動を行う

- ・ 患者に対する応急処置
- ・ 医療機関への搬送要否の決定及びトリアージ
- ・ 搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療
- ・ 助産救助
- ・ 被災者の健康管理
- ・ 死亡の確認
- ・ その他状況に応じた処置

【協定書調印式】

- ◆開催日時：平成27年12月 7日（月） 13：30～14：00
- ◆場所：河内長野市役所 3階庁議室（河内長野市原町一丁目1番1号）
- ◆出席者：芝田啓治・河内長野市長
中林才治・医師会会長